



埼玉県報

第 2 4 9 4 号
平成 2 5 年 5 月 2 4 日
金 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(市町村課\)](#)
- [埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例\(市町村課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [文書管理システム機能向上業務委託に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [文書管理・財務会計・旅費システム運用業務に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [旅費システム等に係る維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [埼玉県総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [坂戸都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県産業文化センターの指定管理者である法人の名称変更\(産業労働政策課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A1街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(産業技術総合センター\)](#)
- [埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託\(産業技術総合センター\)](#)
- [平成25年度職業訓練指導員試験の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [森林法第189条の規定に基づく告示\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [久喜都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [北川辺都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業の事業計画の変更\(第3回\)\(市街地整備課\)](#)
- [東松山市市の川特定土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [久喜都市計画の変更に関する公聴会の中止\(住宅課\)](#)
- [加須都市計画の変更に関する公聴会の中止\(住宅課\)](#)
- [県立学校総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示\(県立学校人事課\)](#)
- [県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する契約の相手方等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する契約の相手方等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する契約の相手方等の公示\(特別支援教育課\)](#)
- [県道平方東京線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道草加八潮三郷線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道惣新田幸手線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道次木杉戸線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道惣新田幸手線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示\(選挙管理委員会\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（市町村課）

一 趣旨

公職選挙法の一部改正に伴う規定の整備

二 内容

公職選挙法の一部改正に伴い、同法の引用条項の繰下げが生じたことから、規定の整備を行うものである。

三 施行期日

平成二十五年五月二十六日

条 例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十二号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の二」を「第四百四十三条第一項第四号の三」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年五月二十六日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人JIN愛育センター

三 代表者の氏名

鄭 錦伊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市大字石神二千五十九番地二百一号

五 定款に記載された目的

この法人は、「仁」を理想理念とし、外国人高齢者住民及び地域高齢者に「尊厳ある懸命な介護」と子供を「愛情で賢明に育む」ことを、特定非営利活動法人ならではの柔軟性と双方のニーズに迅速に対応することで地域住民の家族の希望を支え、親と子供の笑顔が明るい家庭をつくり、明るい家族が健康なまちをつくり、健康なまちこそ地球多文化社会で貢献できる感性を育て、未来を託せる人づくりに善循環していくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七七七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
文書管理システム機能向上業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
56,490,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
79,411,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号及び第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
旅費システム等に係る維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ジェイアール東日本情報システム 東京都渋谷区代々木2丁目2番2号
- 5 契約金額
30,555,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県総務事務システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 契約金額
41,496,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,330千部×12回(8 ページ×10
回、12ページ×2回)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4
- 5 落札金額
7.61円(8 ページ税抜き1部当たりの単価)
8.67円(12ページ税抜き1部当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年2月1日

告 示

埼玉県告示第七百十二号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百十二号

埼玉県産業文化センター条例（昭和六十二年埼玉県条例第四十二号）第十六条第二項の規定により、埼玉県産業文化センターの指定管理者である財団法人埼玉県産業文化センターの名称の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

公益財団法人埼玉県産業文化センター

二 変更の年月日

平成二十五年四月一日

告 示

埼玉県告示第七百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP川越店

埼玉県川越市大字小室三百八十五 一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 駐車場出入口に接続する市道七〇二号の幅員が狭隘であるため、来客車両の安全に配慮した運営を実施されたい。
- ・ 駐車場内に通行注意を喚起する看板の設置を検討すること。
- ・ 交通整理員を配置するなど、交通事故防止に配慮すること。
- ・ 泉小学校、野田中学校の通学路付近となるため、生徒の登下校時の安全に留意すること。

二 縦覧期間

平成二十五年五月二十四日から平成二十五年六月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第七百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目十番十八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 池田輝彦

（変更後） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 中野武夫

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ 代表取締役 小島章利

（変更後） 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

二 届出年月日

平成二十五年五月十五日

二 縦覧期間

平成二十五年五月二十四日から平成二十五年九月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年五月二十四日から平成二十五年九月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室管理担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
176,557,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第七百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	川口市上青木三丁目十二番六十三号株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 今井 大輔	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百十八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

平成二十五年八月三日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号
さいたま共済会館

五 受験申請の手続

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書

（受験票に五十円分の郵便切手を貼り付けること。）

- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。）二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十円分の郵便切手を貼り付けること。）一通

ロ 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時等
郵送	郵便番号三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 平成二十五年五月三十一日（金）から六月二十八日（金）までの消印のあるものを有効とする なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること
持参	埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 平成二十五年五月三十一日（金）から六月二十八日（金）までの午前八時三〇分から正午まで及び午後一時から五時まで なお、持参する前に電話で予約をすること

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者は試験手数料は不要とする。

ロ 納付方法

三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に貼り付けて納付すること。

七 合格発表

平成二十五年八月二十三日（金）から同月二十九日（木）まで埼玉県庁本庁舎

一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門校、県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 電話〇四八（八

三〇）四五九八

告 示

埼玉県告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を小鹿野町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

浅香和久、浅香慶作、浅香庄五郎、浅香豊八、浅香弥作、浅香團作、新井嘉市、新井喜三郎、新井兼三郎、新井権三郎、新井晋、新井善吉、新井忠藏、新井英世、新井三代吉、新井雄平、新井己之吉、飯塚弥八、飯塚力三郎、飯塚己之八、飯塚勘作、飯塚萬平、梅島伊作、梅島源藏、梅島万藏、黒澤信太郎、黒澤仙松、黒澤國三郎、近藤寅吉、近藤由五郎、斎藤歌藏、斎藤亀吉、斎藤清作、斎藤幸作、斎藤琴作、斎藤茂作、斎藤清五郎、斎藤太市、斎藤竹若、斎藤定藏、斎藤年松、斎藤平十郎、齊藤松男、斎藤甚四郎、進藤昇、高橋卯吉、高橋卯三郎、高橋奥太郎、高橋織平、高橋喜作、高橋義作、高橋國十、高橋清五郎、高橋秀五郎、高橋十七八、高橋常吉、高橋満、田村照吉、新島音吉、廣河原茂市、堀口義一、堀口熊五郎、堀口豊太郎、宮前亀松、宮前倉次郎、宮前源七、宮前茂、宮前善作、宮前相作、宮前滝次郎、宮前照次郎、弥久重次郎、山口伊賀吉、山口健次、山崎伊作、山崎丑之助、山崎和重、山崎延次郎、斉藤馬五郎、日本水道株式会社

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十五年農林水産省告示第千三百四十三号（保安林の指定施業要件を変更する件）によること。

告 示

埼玉県告示第七百二十号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森字廣河原五五三六、五五三七、五五三八の一、五五三八の二、五五三九の一から五五三九の四まで、字日影三九八〇から三九八四まで、三九八九の一、三九八九の二、三九九〇、三九九一、三九九三、三九九四、字本沢四一八九の一、四一八九の二、四一九〇の一、四一九〇の二、四一九一の一、四一九一の二、四一九二から四一九五まで、四一九六の一から四一九六の三まで、四一九七から四二〇〇まで、四二〇一の一、四二〇一の二、四二〇二から四二〇九まで、四二一二、四二三五、字夜倉五五四〇の一から五五四〇の三まで、五五四三から五五四六まで、五五四七の一から五五四七の三まで、五五四八、五五四九、五五五二の一・五五五二の三・五五五三の一・五五五三の三・五五五四・五五五五（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）、五五五三の四、五五五三の五、字高井原四一八一の一、四一八一の二、四一八三、字下道四二七八、字鷲岩四三二八

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第七百二十一号

平成二十四年埼玉県告示第千百十二号で公示した公共測量（二・三・四級基準点及び出来形確認測量）は、平成二十五年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である加須市長大橋良一から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百二十二号

平成二十五年四月二十六日付け埼玉県告示第五百五十七号で告示した久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百二十三号

平成二十五年四月二十六日付け埼玉県告示第五百五十八号で告示した加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百二十四号

平成二十五年四月二十六日付け埼玉県告示第五百五十九号で告示した北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

羽生市岩瀬土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成八年十一月二十六日から

平成三十八年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県羽生市大字上岩瀬字中妻の一部、大字中岩瀬字中谷、字当摩、字一丁田、字藏敷の全部及び字中岩瀬、字原の各一部、大字下岩瀬字下岩瀬の一部、大字小松字小松、字大門北の各一部、大字桑崎字深田、字下口、字稻荷宮、字中通の全部及び字桑崎の一部、大字上羽生字藏敷、字新田前の全部、南八丁目、西三丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県羽生市大字中岩瀬五百八十八番地一

五 設立認可の年月日

平成八年十一月二十六日

六 変更認可の年月日

平成二十五年五月二十四日

告 示

埼玉県告示第七百二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により
東松山市市の川特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、
次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

小 川 覚 司 東松山市日吉町十二番二十号

告示

埼玉県告示第七百二十七号

平成二十五年四月二十六日付け埼玉県告示第五百六十一号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場 所
一	久喜	久喜市	「住宅街地の 開発整備の 方針」	平成二十五年 五月二十九日 午後一時三十 分から	久喜市鷺宮総 合支所四五 会議室

告示

埼玉県告示第七百二十八号

平成二十五年四月二十六日付け埼玉県告示第五百六十二号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場 所
一	加須	加須市	「住宅街地の 開発整備の 方針」	平成二十五年 五月三十一日 午後一時三十 分から	加須市役所本 庁舎五階五 三会議室

告 示

埼玉県告示第七百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県立学校総務事務システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田 1 番 1 号
- 5 契約金額
66,944,220 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第七百三十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立草加かがやき特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目21番14号
- 5 契約金額
271,467,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第七百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立川口特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目21番14号
- 5 契約金額
40,902,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第七百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立三郷特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
大和観光自動車株式会社 埼玉県さいたま市北区本郷町130番地2
- 5 契約金額
39,807,831円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 平方東京線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>同市大字鶴ヶ曾根字上根通五二番三地先まで</p>	<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通五二番一地从先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・九〇 三三・〇〇</p>	<p>一一・一三 二四・八八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一六・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 草加八潮三郷線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通三六番一地从先まで</p>	<p>八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通三四番一地从先から</p>	<p>区 間</p>
<p>八・四〇 九・二〇</p>	<p>八・四〇 八・四〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五・〇五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 道路線名 惣新田幸手線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	幸手市大字平須賀二千百八十七番 一地先から同市大字上吉羽六番四	区 間
一一・〇〇	九・五〇	敷地の幅員 (メートル)
九・五〇	八・〇〇	延長 (メートル)
一〇二・二〇	歩道整備工事	備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 次木杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	北葛飾郡杉戸町清地二丁目七三四番地 地先から同町清地二丁目七三八番地	区 間
		一一・二七ゝ 一六・五〇
七六・九〇	七一・七〇	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

<p>惣新田幸手線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>幸手市大字平須賀二千百八十七番一地从先から 同市大字上吉羽六番四地先まで</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>平成二十五年五月二四日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>平成二十五年五月二四日付杉戸 県土整備事務所長告示第七号で告 示した道路区域の変更の供用開始 である。 延長 一〇二・二〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月四日

指令川建セ第二四 一三二〇号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二十二日

川建セ第二五〇 一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿字仮宿九六番四、九六番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪三丁目七番地一九 レジエントS三〇一号

富田篤司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

一 許可番号

平成二十四年十月十日

指令川建セ第二四〇〇七〇〇号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二十日

川建セ第二五〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字築地前千五百二十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市沢口町二番地十一 エルデイム柳沢二〇一

新井 隆光

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年五月十五日

指令越建セ第二四〇〇八〇一号

二 検査済証番号

平成二十五年五月二十日

越建セ第七二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目一五六八番二、一五六九番、一五七一番一、

一五七二番三、一五七二番四、一五七七番四、一五七七番五（第一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム 株式会社 代表取締役 荒島敏彦

告示

埼玉県選管告示第五十四号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「第四百十三条第一項第四号の二」を「第四百十三条第一項第四号の三」に改める。

附則

この告示は、平成二十五年五月二十六日から施行する。